

2. 「通院等乗降介助」の居宅サービス計画書への位置づけ

【点検で気付いた点】

「・・・病院に行く手段がない・・・」「・・・運転免許証を返納した・・・」というような、車両での移動手段のみを目的としていると思われる計画書が見受けられました。

【留意事項】

- ・このサービスは乗車又は降車部分の介助ですから、介助が必要な利用者の心身の状態に対してどのような援助が必要かを、関係者が共通認識できるように記載することが必要です。
- ・自立支援の一環となるよう、心身の状態や行き先について十分検討することや、定期的な通院等を行う原因や背景を把握し、その解決に何が必要かを整理することが大切です。
- ・総合的な援助の一環となるよう、他のサービスとバランスがとれているか十分に検討する必要があります。

【ここに気を付けましょう】

- ・なぜ乗降介助が必要なのか適切なアセスメントを行ったうえで、計画しましょう。
- ・次の内容を計画書に明確に記載しましょう。

「通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由」

「利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨」

「総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること」

- ・車両での移動が必要な理由ではなく、なぜ乗降介助が必要なのか適切なアセスメントを行ったうえで、計画しましょう。